

団体登録を希望される方へ

令和6年4月

東大阪市立男女共同参画センター

指定管理者：イコーラム運営事業体

1. 対象者

次の要件をすべて満たしている団体となります。

- ① 満15歳以上の者（中学校の生徒を除く。）5人以上で構成し、その構成する者の過半数（※注）が市内に在住していること。
※注 例えば会員が10人の場合、過半数は6名以上となります。
- ② 団体としての会則を備え、代表者を定めていること。
- ③ 男女共同参画社会の形成を促進するための研究、活動等を行うことを会則に定め、概ね3月以上の研究、活動等の実績を有していること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ ④により団体登録を抹消されたことがある団体やその他の団体であって、指定管理者が団体登録をすることが不相当であると認めるものでないこと。

2. 提出書類

登録に必要な書類は次のとおりです。

- ① 団体登録申請書
- ② 団体活動状況
- ③ 活動計画書並びに収支計画書
- ④ 会員名簿
- ⑤ 会則の写し

3. 有効期限

登録の有効期限は1年間とします。

ただし、年度途中での申請の場合、有効期限はその年度末までとなります。

4. 登録団体になり、継続的な活動をなされていると、

- ① ホール・ギャラリーは使用日の属する月の7ヶ月前、研修室等は4ヶ月前から申込みができます。
- ② 利用料金の減額が受けられます。（3割減額になります。）
- ③ メールボックスを使用することができます。
- ④ 団体名簿を作成し、活動内容を紹介します。
- ⑤ 情報紙や啓発冊子、事業案内のチラシ等を情報提供します。
- ⑥ 男女共同参画センター・イコーラムを会場とし、市民に広く開かれた催しを実施する場合、チラシ配布の広報協力をします。（印刷前に必ずお知らせください。）

5. その他

- ・申請にあったっては、東大阪市男女共同参画推進計画の施策の体系図を参考に指定管理者が審査します。
- ・登録団体のみなさまには、イコーラムの事業、特に6月の「男女共同参画週間記念のつどい」と、2月の「イコーラムフェスタ」についてはご参加をお願いします。